

## 第2回京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会 摘録

日 時 平成16年11月29日（月） 午後2時 ~ 午後4時  
場 所 京都ロイヤルホテル 2階 翠峰の間

- 1 開会
- 2 報告（事務局から）

### 文化芸術振興基本法制定後の各自治体の条例制定状況

#### （1）政令指定都市

文化芸術振興基本法が平成13年12月に制定されてから、政令指定都市では、大阪市が平成16年3月に「大阪市芸術文化振興条例」を制定されている。前文と条文12箇条から構成されており、前文には、「町人層が中心となって、豊かな上方文化を生み出した大阪で、「芸術文化都市」の創造を目指すことを決意する」という、都市として目指す姿が記述されている。

また、条文については、大阪市の責務と措置規定が主なものである。特徴的な条文は、第2条で条例における用語の定義を決められており、音楽、演劇、舞踊、文楽などを「芸術文化」と定義し、芸術作品を創作し、又は発表することを「芸術活動」、芸術活動を行う者及び芸術活動を行う団体を「芸術家」として定義付けている。この定義を受けて、第7条において、芸術文化の創造のための措置について掲げている。

#### （2）都道府県

都道府県では、鳥取県、福島県、大分県、宮城県が基本法制定後に条例を策定されている。

制定された順に御紹介すると、まず、鳥取県が平成15年10月に基本法制定後に都道府県レベルで初めて制定された。平成14年度に開催された国民文化祭を契機に制定された。前文と3章で構成された条文22箇条から成る。

福島県と大分県は平成16年4月に条例を制定している。

宮城県では、平成16年7月に文化芸術振興条例を制定している。議員提案で成立したという制定過程に特色のある条例であり、前文と4章で構成された条文31箇条から成っており、内容が詳細にわたっている。

特徴的な条文は、第15条で文化芸術に関する産業の振興について掲げ、文化芸術に関する産業による地域文化の形成の奨励について触れていること、第22条でメセナ活動の促進について掲げ、文化芸術活動を促進するための普及活動、情報提供等の措置を講ずるよう努めることに触れられている。

#### （3）京都府の取組

京都府においては、昭和56年の「京都府文化懇談会」、平成9年の「京都の府民文化の未来を考える懇談会」から提言を受けて、府の文化行政を進められてきた。

過去の二つの懇話会での提言を踏まえつつ、「文化力創造懇話会」を平成15年10月に設置し、「次世代の文化創造研究会」と「文化力による京都活性化研究会」の二つの研究会を設け、文化施策の具体化を含め、「京の文化振興プラン」の策定を進められている。

また、「京の文化振興プラン」策定のため、文化力創造懇話会での議論を中間案として、平成16年10月にとりまとめられた。

中間案では、子どもたちが京都の文化に生まれ、自らが文化を拓く力を持てるようにするために、また、京都において文化力により活力を生み出し、地域や経済を活性化させ、新しい時代を切り拓くために、今後取り組む施策の方向性や事業例等が示されている。

平成16年10月19日から11月18日まで、府民の意見、提案を募集し、京都府の考え方を整理した上で公表することを予定されている。

なお、このプランの中で、条例の制定についての項目を検討されており、平成16年度中に条例の制定作業を開始されると伺っている。京都府の条例の方向性等については、今後、適宜御報告させていただきたいと考えている。

### **歴史都市・京都創生策（案）**

京都市では、昨年6月に京都創生懇談会から「京都創生の提言」を受けた。この提言は、京都を日本の財産として守り、創生し、未来へ、世界へ発信するためには、我々京都人の努力はもとより、国を挙げての取組が必要であるというものである。

以来、本市では、直ちに数々の提言を国に対して行うと同時に、京都創生の必要性について、広く関係者の皆様の御理解を得る努力を重ねてきた。

そして本年10月、京都市の基本的考え方や国を挙げて取り組むべき施策を掲げた「歴史都市・京都創生策（案）」を取りまとめたところである。

今後、国における政策の検討や市民の皆様をはじめ全国の京都を愛する人々に幅広い御議論をいただく端緒となることを目的としている。

「歴史都市・京都創生策（案）」の概要であるが、具体的には、「景観の保全・再生」、「伝統文化の継承・発信」、「観光の振興」を3つの柱とし、国の制度や財政面での取組の必要性を述べ、「電線類地中化の集中的な実施」、「京都の歴史と文化を発信する国立の京都歴史博物館整備構想の推進」、「ビジットジャパン基本方針策定と外国人観光促進重点地域の指定」などを掲げている。

また、国と京都市双方が、京都についての共通認識を深め、京都を如何に活用すべきか研究し、今後の政策形成に役立てるため、国の各省庁の課長級の方々に参画いただいて、「『日本の京都』研究会」を発足し、研究会を開催しているところである。

### 3 審議

#### (1)「京都らしさ」について

##### 上平会長

国の基本法や各自治体の制定状況を見て、本市の条例をどのように制定するか考えたい。まず、条例を考えるうえで、特に京都の場合、「京都らしさ」というものを大切にしていかなければならないと考える。京都は日本の中で、あるいは世界の中で注目されているので、着眼点を生かした「京都ならではの」の条例でなければならない。前回、自己紹介をしていただいた際、御意見をいただいたが、改めて、「京都らしさ」について考えることとし、委員の皆様方から、御意見をいただきたい。

##### <委員>

京都らしさというより、京都らしくないものを思いついたので、挙げたい。地下鉄の広告で、「日本に京都があってよかった」というフレーズを見かけが、一番京都らしくない。むき出しで直にもの言うのは京都らしくないと思う。したたかであるためにも、仮に心で思っている、もっと上手に言わなければならない。仮に「京都らしさ」を盛り込むのであれば、むき出しの言い方ではなく、もっと上手な言い方をするのが京都らしさではないか。

##### <委員>

「日本に京都があってよかった」とは京都人は思っているけど言わないことなのではないか。いろんな分野のエキスパートがさりげなくいて、普通に享受できることが京都らしいところ、京都がすばらしいと思えるところである。

どんなささやかな小さいことであっても、人材の豊かさ、そしてにせものがないことが、「京都らしさ」である。

人材、ハード面を含め、景観の美しいまちであってほしいと思う。景観も一つの文化。美しい景観を保つことが、子どもも含めて、そこに住む人々の美意識の向上につながる。看板などを見ると、色調を考えていない部分もあるので、景観の面も考えていただけたらと思う。

##### <委員>

「あらかさまに言わない」奥ゆかしさが京都の良さと言われるが、逆にそれが誤解を受けたり、敬遠される結果になっている。以前、APECアジア諸国会議が大阪で開催された際に、各国首脳の御夫人方を京都、奈良へ案内しようとしたが、日光、箱根に行きたいと言われた。京都、奈良にこそ本来の日本文化があるのだから、京都以外の人に京都をアピールすることが大切である。外からの目が大切である。これを本条例に明文化すべきである。

他の自治体の条例を見ると、地域の特性が弱い。京都はもっと深い伝統文化がある。

自然が借景となり、景色と文化が一体となっていることが京都らしさである。

新旧が同居し、融合していることも、京都らしさである。京都には、世界的な企業が多くあり、ベンチャー企業も起こりやすい。古い物、伝統があるからこそ、新しいものが明確になる。根本は伝統が永々と維持されている点にあり、この点を強調するべき。

#### < 委員 >

京都の良さは、目的志向型では、とらえられないこと。京都は、アナログの空間がある所である。

京都の場合、条例を作る際にも、他の府県と比べて違うものを作るとするならば、うまく項目を整理しないで、文化芸術を捉えることが京都固有のおもしろさであり、難しさでもあると思う。How To ものを読んでも、京都は捉えられない。

京都における新しさとは、伝統ということに尽きる。新しいものは、古いものからしか出てこないと割り切って考えることが大切。

良いもの、悪いものを分けせず、何でも古いものが京都には詰まっているということが、京都の面白さである。例えであるが、人間のDNA遺伝子は90%以上は使っていない。しかし、大腸菌バクテリアは無駄な遺伝子が無く機能的である。我々人間は9割以上無駄な遺伝子を溜め込んでいるが、進化の遺産である。人間とバクテリア、どちらが京都らしいか。京都のまちと、合理性だけを追求し機能的に動いているまちとはあきらかに違う。「良さ」をデジタル化すると、京都らしさはなくなってしまう。いろいろなものが混在し、うまく整理されていない良さが京都らしさ。何でも残しているけれども、デジタル化されずうまく整理されていない面白さが京都にある。こういったことを文化芸術振興条例できちっと考えようとする時に考慮することこそ、京都の固有の条例になる大きな手がかりになるのではないか。

#### < 委員 >

もともと関東の人間である。目的志向型で京都に来たのではなく、京都の雰囲気にも包まれたいと言う気持ちで、京都に来たいから来た。

文化、芸術においては、伝統イコール新しさであると思う。人間の永い営みの中で、文化芸術は生まれる。伝統の中にこそ新しい文化が出て来ると言い切ってもよいのではないか。

京都の文化芸術を言葉化するの難しい。

#### < 委員 >

「生活文化」が京都らしさの一つの現われと思っている。自分の身の回りのことをきちんとすることや、しつけ等は、最近の子どもに伝えられておらず、抜け落ち

ている。規則正しい生活をして、身の回りのことを整理整頓することが非常に大切であり、子どもたちに伝えるためにも、生活文化を大事にすることを条例に入れていきたい。

すべての家庭生活の中で、子どもたちにしつけや整理整頓等の生活文化を伝えることが、文化芸術のみならず人間として必要だと思う。

#### < 委員 >

京都には、文化芸術のエキスパートがいて、プロの目が行き届いている。そのことが京都らしさの一つ。今日まで、伝統が自然に伝承されてきた。実際に今後条例をつくっていく上で、エキスパートの目や感じ方がどうやって生かされるかということに市が積極的に関わっていかねばならない。

京都は永い歴史の中で培われたものがあるので、放っておいても「日本に京都があつてよかった」と世界の人から思っていただけかもしれない。しかし、将来を担う若い人も共鳴し、築き上げていくには、今後京都が若い人の思いが反映されるようなことを考えることが重要である。

#### < 委員 >

伝統と言う観点では、京都は新しい物を作りあげている。京都の美術の場合、伝統を大事にするしがらみがかっちりあるが、一方、新しいものを創り上げる革新的な力が脈々と続き、現代まで到っている。

#### < 委員 >

「複合都市の文化」ということが、京都の一番大きな特徴だと思う。

16世紀ぐらいに伝統文化が育ち、京都は都市文化として成育してきた。平安京の時は、道路で区画された町があった。それが道路を介してできたまち、「両側町(りょうがわまち)」で、発展した。

鉾町のまちは、典型的な両側町であつて、都市共同体が生まれ、それを母体として、祇園祭が盛んになった。また、中世の京都には公家よりもはるかに多くの武家がいたし、僧侶、神官もいた。つまり、京都にはあらゆる階層の人間がおり、その中でつくられた文化だった。特定の人だけではなく、様々な人間が存在して創られた文化である。京都は多少経済力が衰えても、文化がへこたれないのはそれだから。

これからの京都のありようも、様々な人が創り上げていくということを考えたい。

#### < 委員 >

言葉をもって文化を伝える仕事をしている。他の土地に行つて思うことは、京都の言葉は、いくつもあるということ。我々が使っているのは、一番古い中世の京の言葉である。能の言葉も関西の言葉である。京都の場合は、その地区によって地区を生かすような言葉がある。

上京，中京，下京など，その地域の中で，京都人が育んできた芸能がある。条例の中では，地域を生かすようなことを考えたい。

京都を生かして，京都がわかるような，方向付けが必要。ここを見たら京都が分かるというような方向付けをして，条例策定を進めていきたいと思う。

#### < 委員 >

音楽のパフォーマンスが最もあるところは東京である。東京では，世界各国からのオペラの公演がやって来る。海外から様々な催しものが来る。

京都には，オペラを上演する機会が少ない。オペラ劇場もない。京都はオペラの世界からすると地の果てのようだと行った人がいる。

松本市では小澤征爾氏率いるオーケストラが音楽祭を実施しているし，今年は大変質の良いオペラ劇場が出来た。札幌でも，PMFという音楽フェスティバルが開催されている。大阪にはカレッジオペラハウスがあり，専属の歌手もあり，京都芸術大学の学生，卒業生がたくさん参加しており，まちの人からも待ちのぞまれている公演をしている。琵琶湖ホールも本格的で，景観のよいオペラホールがあり，海外からの公演がされ，催し内容は注目されている。

各地方に特色のあるホールがある。京都は世界的に有名なまちなので，京都を利用してオペラができれば，もっと注目される。京都にホールができればよいと思う。芸術大学卒業生がヨーロッパの劇場で活躍しているが，残念ながら京都はパフォーマンスが少ないまちなので，帰京して活躍しにくい。卒業生が京都に帰ってきて，公演できるようになればよい。

#### < 委員 >

京都に生まれ育ち，小さい時から京都文化に親しみ，口では言えないが体で感じた物が残っている。京都で生まれ育った者には京都人のDNAがある。

祇園祭では，外国製のゴブラン織りを鉾にかけることで，外国のものを吸収して立派な京都の文化として使っている。

私の祖母は，明治末，西洋の新しい文化を早く吸収する努力を続けて，それを生活の中に取り入れ，伝えてきた。

京都で新しいものを吸収して，活躍していくことを私の母も提案していた。新しいものを取り入れる生き方，将来を見通して勉強していく指針を母が与えてくれた。

古い中にも，新しい考えを持つということを意識すること，新しいものの中で，何が大切かを見極める，先見の目を京都人はもっているのではないか。そういうものを子どもたちの中に育てていくことを条例の中に盛り込みたい。

エディンバラというイギリスの古い町で，毎年8月にアーティストが集まって，フェスティバルが開催される。外国の文化の刺激を子供に与えるために，京都でフェスティバルやオペラを開催できたらよいと思う。

## 中西副会長

京都の文化はポテンシャルというものだったのではないか。今我々が課されているのは、条例としてつくること。条例化するに当たって、京都の良さ、価値を語らなければならない。

各委員の「京都らしさ」とは何かという意見は、3つに分けられるのではないか。

### 1．伝統をつくる。

伝統とは受け継ぐものと考えられるが、アクティブなものが必要。京都創生策は伝統を作る。私は京都創生の協議会に属しているが、協議会を活性化していくことも、伝統を作ることに繋がる。

### 2．景観

京都の景観、町並みはひっそりとしており、固く門を閉ざしている。景観を拓き、ポテンシャルなものを価値付ける。

### 3．市民の力を起こす。

庶民的な力、市民の力を起こす。放っておけばバラバラで、一つのエネルギーにはならない。

この3つのコンセプトだけではだめで、売りが大切である。外から注目されるようなことが大切。

京都市の京都創生策のパンフレットに記載されていることと照らすと、大半の内容がこの協議会でも意見として出てきた。しかし、観光の振興、外国人向けの施策について意見があまり出てきていない。外に向かったの視野が売りになる。ハコモノを作る事は、これからの地方行政ではリスクが高い。それだからこそ、遊動体としての文化活動を常に心がけるべき。目玉になるような文化活動が必要。

市の基本的な行政方針を文化振興に向けると行政に宣言していただくことが大切である。

## (2) 京都市の条例に盛り込むべき内容について

## 上平会長

前半、「京都らしさ」について意見を出していただいた。京都の良さを基本姿勢として持ちたい。

これから、条例の中にどういうものを取り入れていくのか、議論に入っていきたい。他都市の条例を参考にしながら、京都独自のものとして、豊かな内容としたいので、提案していただきたい。

前回、発言していただいた意見であるが、「世界文化自由都市宣言」がこの条例にとっても先導的な内容を含んでいる。また、京都市が実施している芸術文化振興計画にまたがってでも結構なので、何か御意見はないか。

## < 委員 >

文化芸術振興基本法の中に、地域における文化振興とあり、伝統芸能、民族芸能への活動支援のことぐらいしか書いていない。京都は新しい芸術文化の創造にエネルギーを使ってきたのだから、今後の新たな芸術活動を支援することをはっきりとうたったほうがよいのではないか。

#### 上平会長

これまで、京都市の振興計画の施策の中でも、新しい若い世代に着目してきた。京都芸術センターの開設、芸術文化特別奨励制度など、他都市にはない思い切った提案、施策が打ち出されてきた。それに加えてもっと新鮮なものがあるだろうか。

美術館等文化芸術関連施設が果たして、十分に活用されているか、また、若い人が積極的に文化施設で文化体験ができているかということについて、積極的な提案があればお願いしたい。

#### < 委員 >

卒業生が根付く受け皿を考えてほしいという話をしたが、一番の望みは、オペラ劇場を作ってほしいということ。オペラは総合芸術で、美術、演劇、オーケストラ、合唱と幅広く関われる。建物を作るのは年月がかかるし、コストもかかる。年に何回か京都で公演をする機会をつくってはどうか。

#### 上平会長

オペラは大掛かりなものになる。先般、芸術センターでバレエの公演をやった。関係者が団体を超えて集結し、芸術センターの中のスペースを活用して、新しい取組をやった。コンサートホールや京都会館など既存のものを活用し、活用することを考えてはいかがか。新たな建物を建てることは大変なので、すぐには難しい。

#### < 委員 >

オペラは器がないから京都ではできないとよく言われるが、海外を含め、今日著名となったイベントをみると、既存の器の活用からスタートしている。京都には、音楽高校や芸大OBで世界で活躍されている人がいるが、まずOBを少なくとも年1回京都に集めることが先決。ハードよりもソフトからのスタートであるべき。既存の設備、寺院等多くのハードが京都にはあるので、とりあえず「やる」とことが大切。条例の中に「フェスティバルを年1回やる」ことを明文化する。その上で、組織上の実行部隊の創設を条例に盛り込むべきである。

#### < 委員 >

古典芸能の振興ということで、市民狂言会をつくっていただいた際に、円山音楽堂を活用して実施したが、そこは音響がよかった。古典芸能のパフォーマンスにも使えるし、オペラをするということに使えるのではないか。



地方の薪能は、本当にヒノキ舞台を使っている所は、ほとんどない。私たち役者の立場で言えば、やる気があれば、なんら問題は無い。

#### < 委員 >

アメリカのヒューストン市にはヒューストンオペラがある。野外劇場の公園で、簡単なセットとピアノ伴奏だけのアーティストが子どもたちに昼間無料で公演を見せることをしていた。円山音楽堂でもそのように活用できる機会を作っていたらと思う。

#### < 委員 >

京都はいろんな人材が揃っている割には、それが御互いに連結して一つの力を持つことが難しい。人と人、場と場、人と時など、つなぐパイプ役としての人、機関、環境を整備することが大切。

伝統文化は上下の関係でものが動いていくことが多かった。しかし、縦のライン、横のライン、斜めのラインを作り出し、パイプ役の整備と活用をすることが望まれる。

「歴史都市・京都創生策」ともリンクするが、京都は世界から注目されている都市であり、地域ごと、人ごとの個性が強く、「日本人の心のふるさと」でもある。年齢、国籍、地域を超えて、普遍性を持ち、いろいろな国の人に共感できる文化がある。京都文化の外に対する意識を高め、開かれた条例であってほしい。

#### < 委員 >

生活文化の大切さを見直し、条例に盛り込みたい。

文化芸術振興基本法で国語力について取り上げられている。日本語を教える前に英語を教えるのでは本末転倒である。日本語を大切にすることを教えたい。まず、国語をおさえるのが大事。

子どもに、日本語という言葉の環境の中で、育っていくありがたみを知ってほしい。源氏物語を例にすると、謙譲語と尊敬語が一緒になった複雑な表現が出てくるが、それは、京都弁でしか訳せない。大切に使ってきた先人の日本語を大切に使いことうという気持ちの持ちようを条例に盛り込みたい。

子どもたちにとって大切なのは触れていくこと。触れること、見たこと、聞いたことがないと、食わず嫌いになる。学校教育の中で、伝統文化に触れる機会をつくっていくことが大切である。

#### 上平会長

文化芸術がいろいろな所に関わってきた。教育の問題についても、いろいろなところで接点を持つ。

#### < 委員 >

京都らしさとは、「誇り」を持つこと。嫌味にならない程度に、この「誇り」を盛り込みたい。全体として、「京都の誇り」というものが表現できればよい。

条例を、守りの側面、攻撃の側面に分けて考えたい。京都の伝統文化を守っていく一方で、革新的なものを盛り込んでよいのではないか。

ITの活用を盛り込みたい。大阪市の条例にはITのことは盛り込まれていないが、国の法律には盛り込んである。色々な芸術作品をデジタル化し、インターネットで活用する。そして、芸術作品を見たい人に販売する。コピーマットというものを京都市が主催して実施するのもよいのではないか。

人と人をつなぐコーディネーターを制度化し、盛り込んでいきたい。

発表の場については、経費をかけない方がよいと思う。

若者の文化を醸成したいと思っている。60年代はアングラ文化というものがあつたが、最近はストリート文化である。ストリートから新しい文化が生まれている。

#### < 委員 >

発表側よりも、受信側の目を育てることが大切。若い世代の目を育てることが大切。教育の場と連動しながら、一番良いものを見せる。茂山狂言は意欲的に取り組んでおられる顕著な例だが、一番よいものを子供に見せると言う教育を怠ってはいけない。出前で公演をするのもよい。

宮崎県では、牧水賞に連動して、小学生が歌を作ることをやっている。一回作っておくと、将来もう一度出会ったときに、出会い方が全然違う。若い時に伝統文化をまつり上げるのではなく、日常の場に持ち込む精神と予算措置が必要。

時期が早いから教えないというのではなく、小学生にも教えてみる。その時には分からなくても、何年か経過して、子どもの時に見た本物が何かということが分かる時がくる。この年齢には無理だから教えないという教育ではいけない。将来もう一度学んでみたいと思える、「出前の文化」の精神を子どもたちの中に位置付けることを盛り込みたい。

#### 上平会長

今日の教育の中では、文化芸術の場面が非常に少ないということはいつも言われていることである。将来にとっても忌々しい問題である。人間形成の基本となるような時期の早い段階での対応が必要である。

#### < 委員 >

京都の地域の特徴を生かした施策があつてよいのではないか。

芸術文化活動において、京都芸術センターは、全市的な位置付けで、芸術家が集まり、コラボレートする新しい創造の場である。他方、いくつかの地域を単位とする地域の特性に合わせた取り組みがあつてよいのではないか。

賀茂川で昨年実施された阿国歌舞伎のように、鴨川の川岸を利用して、舞台、観客席を設け音楽会を開催するなど、いろんな環境、場所を利用することが望ましい。市役所前広場、御池通をもっと日常的に、楽しい文化芸術空間にできないか。

年間を通して季節毎のイベントをやってはどうか。形骸化するとよくないが、そこにいろいろな人が関わって、機会を提供し、その場を大いに活用する。そして、地域を活性化するということが、これからの方策として望ましいのではないか。

#### 上平会長

諮問を市長からいただき、いずれ報告をしなければならない。春ぐらいに中間報告をしたいと考えている。

今回は12月21日だが、それまでの間、荒削りの素案をつくってはどうかと思う。骨格、たたき台を作って、議論していただくという手法をとってはいかがか。

委員の皆様から意見を活発に御提議できるよう、皆様からの御意見を、事務局を通じて、私宛てに意見を提出できるようにすればどうか。いただいた意見をワーキンググループで参考にさせていただくというダイレクトな手法を取りたい。もし、何か御意見があれば、事務局を通して私の方へ御提案いただきたい。

#### <委員>

最初に「日本に京都があってよかった」というフレーズについて、いろいろ御意見をいただいた。

京都市は「世界文化自由都市」を都市の理念として持っている。そして、京都創生策として、国への提言を行っているところである。京都の文化がすなわち日本の文化を背負っている。京都自体が日本の国家財産、日本の宝という認識のもと、国への提言を行っている。

京都の文化は様々な要素をもっている。伝統芸能が一つの型を習得するところからはじまり、ひとりひとりの新しい伝統が作り上げられていくように、京都のまちも全体としては京都文化という型を持っている。文化芸術振興条例という小さい型だけではなく、京都のまち全体を見据え、まちづくり全部に関わることでも結構なので、大きなところから文化を捉えていただきたい。

京都の人が思うのではなく、京都以外の人が、「京都の条例があってよかった。それでこそ国の法律の意味があった。」と思ってもらえるような条例を考えてほしい。ぜひ大きいものを踏まえた御意見を皆様からお寄せいただきたい。京都だけでなく、日本全体、世界のものだと思っただき、御意見をお寄せいただきたい。